

随意契約（相手方指定）調書

件名	備品購入契約（児童生徒用配膳台）	No.5200562
工（納）期	令和7年8月29日	
契約締結日	令和7年7月3日	
契約金額	6,927,800円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社オーキン (法人番号：9011801006507)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

<p>件 名</p>	<p>備品購入契約(児童生徒用配膳台)</p>
<p>指名業者 (案)</p>	<p>名 称 株式会社オーキン 所在地 東京都足立区保木間2丁目2-19 代表者 代表取締役 春山 穂高</p>
<p>特命理由</p>	<p>本件は、区立小・中学校の給食時に使用する備品を購入する契約である。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、 【物品指定について】 本品は、現在使用している配膳台と同じ構造で、素材がオールステンレスとなっている。平面台板が長く、大小のパイプの差し込み式でストッパーが付いており、台板の段差がなく、安全に作られているのは、本品のみである。 また、本品は従来の木製台板より軽量で日々の手入れがやすく、丸洗いが可能なため衛生的な状態を保つことができる。 以上のことから、本製品の指定は妥当である。</p> <p>【相手方指定について】 上記業者は学校給食用運搬車及び配膳台の製造、販売を行う事業者であり、全国525市区町村への納入実績がある。本品は荒川区内取扱業者を通して購入可能ではあるが、この事業者のみが製作しており、直接購入することが可能で、安価に購入できる状況にある。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>○根拠規定:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)</p>